



## 目的別/2日研修

Revised

# 滞納整理実務

## 各種財産の調査から、具体的な差押手続まで

### ➤ 本研修の概要とねらい

- ①滞納整理の重要性について確認する。
- ②滞納整理の基本的な事項について学ぶ。
- ③日常必要な滞納整理に関わる知識と技能を身につける。

### ➤ 主なコンテンツ

決算書調査の着眼点、官公署等の調査事項と根拠規定、振替株式等の差押え、信用取引による株式等の差し押さえ、振替国債の差押え など(詳細は裏面のタイムテーブルをご参照ください)。

### ➤ 受講対象(推奨)

徴収事務担当職員

一般社団法人 日本経営協会講師  
宮本 博(みやもと ひろし)

国税庁 徴収部、大阪国税局 徴収部 徴収課 課長補佐、和歌山税務署 副署長、大阪国税局 徴収部 主任訟務官、大阪国税局 徴収部 訟務官室長、吹田税務署 署長を経て退職。現在に至る。

一般社団法人日本経営協会 行政管理講座にて「地方自治体のための滞納整理実務」、「財産調査と債権差押え」、「徴収事務(基本)講座」を担当。

税理士の資格を持つ。

### ■本研修を受講した研修生の感想

- ◆滞納整理は複雑で難しいと感じていましたが、丁寧に具体的な説明を受け、理解することが出来ました。
- ◆税金のプロからのお話しはとてもためになりました。

### ■本研修コーディネーター担当者からのワンポイントメッセージ

- ◆豊富な実務経験に基づいてお話しいたします。

# 滞納整理実務

## 2日研修タイムテーブル案

研修テーマ	主なコンテンツ	研修テーマ	主なコンテンツ
1.租税徴収法規のしくみ  2.各種財産の差押え・参加差押・交付要求の手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>☞ 地方税と各公課の滞納処分の根拠規定、租税等の優先権と徴税吏員に与えられた自力執行権、抵当権・質権等の担保物権と租税・公課との優先関係、徴収権の消滅時効と時効中断の措置</li> </ul>	6.各種債権の調査要領・照会方法・差押え・取立て手続き (1)銀行預金、ゆうちょ銀行 (2)貸金庫の保管物 (3)売掛金、貸付金 (4)賃料支払請求権 (5)外為取引 (6)クレジット債権 (7)生命保険、簡易生命保険契約 (8)小規模企業共済契約 (9)電柱敷地料 (10)給与・年金等の振込口座の差押えの問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>☞ FXに関わる取引</li> <li>☞ 介入権制度</li> </ul>
昼食		昼食	
3.財産調査要領  4.債権の差押え (1)滞納処分の対象となる債権 (2)差押えの効力 (3)差押債権 (4)全額差押え/一部差押え (5)消滅時効と時効の中断  5.債権譲渡されている場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>☞ 決算書調査の着眼点、官公署等の調査事項と根拠規定、滞納者・得意先又は貸付先に対する調査、各種ライフラインの照会</li> <li>☞ 債権の分類</li> <li>☞ 特定方法と帰属認定の仕方</li> </ul>	7.証券会社の調査帳票・調査方法 8.滞納処分と強制執行・仮差押等が競合した場合 (1)動産に対する強制執行等と滞納処分 (2)不動産に対する強制執行等と滞納処分 (3)債権に対する強制執行等と滞納処分 (4)仮差押えと滞納処分 (5)強制執行と給与等の滞納処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>☞ 振替株式等の差押え、信用取引による株式等の差し押さえ、振替国債の差押え</li> <li>☞ 両者が競合した場合の取り立て</li> </ul>

### 本研修に関するお問い合わせ

一般社団法人 日本経営協会 関西本部  
 〒550-0004 大阪市西区靱本町1-8-4(大阪科学技術センタービル)  
 電話 06-6443-6925 FAX 06-6441-4319  
 URL <http://www.noma.or.jp>